〇総務省告示第百五十五号

0 十条第二項 立入検 情 報 通 査 信 を 0) 技 行う 術 規定に基づ を 職 利 員 用 す \mathcal{O} き、 身分を示す証明書を次 る方法による 電波 法第百三条 国 0) 歳 の <u>-</u> 入等 のとおり定 第四 \mathcal{O} 納 一項に 付 に関する法律 め、 . 規 定す 令 . 和 る電 五年 波 **令** ·四 月 利 用 和 料 四年 日 に係る指定納付受託 カ 法律第三十九号) ら施 行する。 第 者

(表面)

令

和

五.

年三月三十

日

総務大臣 松本 剛明

徭

声

指定納付受託者檢查職員証明書

定 \mathcal{W} 闸 <u>[1</u> 1 報通 ٦ の証明書を携帯する職員は、 5 |技統 入檢 査を行う権限 を利用す 方方 、浙江 を有する者 9~ 電波法第 \mathcal{O} 囲の j. K 歳入等の納付に関する 103 条の2 \mathcal{N} 1 \sim が間が 第4項に規定する 4 \mathcal{O} 法律第 10 電波利用料に 条網網 0 項の規 庥

所属

氏 名

交往

年月

Ш

有効期限

年 月 日

総 務 省 即

(裏面)

疝 報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律抜粋

徭 10 \ \ \ ' \sim 関 条 磁気的方式その他人の知覚によっては認識する B W 並 徭 定納付 2項 \mathcal{T} NH. 受託者の帳簿書類 は、その必要な限度で、その職員に、 各省各庁の長は、 第6条から前条までの規定を施行するため必要がある (その作成又は保存に代えて電磁的記録 1 指定納付受託者の事務所に立ち入 とができない方式で作られる記録 (電子的方式

がされている場合における 又は関係者に質問させることができる。 であって、 쏊 子計算機に 9~ 账 る情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存 烮 電磁的記録を含む。) その他必要な物件を検査させ、

徭 10 籴 かり、 舥 ω 点 関係者の請求がある 前項の規定により \sim 立入検査を行う まなが、 これを提示しなければならない。 職員は、その身分を示す証明書 、を携 疟

症 搅 大音 N J, 横9センチメートアとする

附則

の身分を示す証明 ک 0 告 示 \mathcal{O} 施 行 書を定める件)による証 \mathcal{O} 際 現に交付されている平成二十六年総務省告示第三百八号(立入検査を行う職員 明書は、 この告示による証明書とみなす。